

平成 23 年度

林業退職金共済制度加入促進強化月間実施要綱

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部

1 趣 旨

林業退職金共済制度は、林業就業者に退職金制度を普及させることにより、これら就業者の福祉の増進を図り、もって森林の整備と林業の振興に寄与することを目的とするものである。本制度は今日、約 3 千 3 百所の共済契約者及び約 4 万人の被共済者を擁するものとなっているが、上記の目的の達成のためには、なお、1 人でも多くの事業主に本制度への加入を働きかけていくことが必要である。また、すでに本制度の被共済者である就業者に対しては共済手帳が確実に交付され、共済証紙が適切に貼付されるよう徹底することが不可欠である。このため本強化月間においては、関係諸機関、諸団体と連携強化の下、加入促進・共済証紙貼付奨励を重点的に推進し、本制度のより一層の普及徹底を図ることとする。

2 実施期間 自 平成 23 年 10 月 1 日
至 平成 23 年 10 月 31 日

3 後 援 厚生労働省 林野庁

4 協賛団体 全国森林組合連合会 全国木材チップ工業連合会
全国木材組合連合会 全国国有林造林生産業連絡協議会
全国素材生産業協同組合連合会 全国山林種苗協同組合連合会
日本林業経営者協会 全国森林整備協会
日本林業同友会

5 協力を依頼する機関・団体

関係行政機関、地方公共団体、林業関係団体

6 実施事項

(1) 国、都道府県等が行う諸施策との連携強化

- ① 国、都道府県及び林業労働力確保支援センター等との連携を強化し、本制度の普及徹底を図る。
また、都道府県の担い手育成基金等における本制度に係る掛金助成の充実が図られるよう関係機関に働きかける。
- ② 緑の雇用担い手対策事業との連携を図るため、本制度への加入指導について関係機関に要請を行う。
- ③ 国有林野事業の受注事業体及び知事が認定する認定事業体の本制度への加入指導について関係機関に要請を行う。

(2) 事業発注機関及び林業関係団体との連携強化

国有林野事業等発注機関及び林業関係団体との連携強化を図り、林業関係者に対して、本制度の普及徹底を図る。

(3) 加入促進及び共済証紙貼付励行の推進

- ① 関係行政機関、林業関係団体の協力を得て、説明会等に参加し、加入促進と履行確保を推進する。
- ② 林業関係団体の協力を得て、傘下会員のうち、本制度未加入者の加入を促進するとともに、既加入事業主に対して共済証紙の完全貼付の励行を推進する。
- ③ 事業発注機関等の協力を得て、本制度への加入状況及び共済証紙の貼付状況確認のための「林業退職金共済事業加入・履行証明書」の活用を推進することにより本制度の普及徹底を図る。

(4) 広報活動

- ① テレビ、ラジオの活用並びに地方公共団体及び林業関係団体において発行する広報誌等に本制度に関する記事の掲載を依頼する。
- ② パンフレット、広報資料を作成し配布することにより、制度の普及促進を図る。

林業退職金共済制度のあらまし



年輪と安心育てる林退共

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

林業退職金共済事業本部

〒105-0011 東京都港区芝公園 1-7-6 退職金機構ビル TEL 03(5400)4334

FAX 03(3432)5868

<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>

林退共のホームページで退職金の試算ができます!

加入するには

この制度に加入するには、「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して各都道府県にある林退共支部へ申し込んでください。この場合に申込みの手数料などは**いっさい不要**です。

加入できる事業主

林業(育林業、素材生産業、山林種苗業等)を営む方なら、専業・兼業を問わず、すべて加入できます。

対象となる従事者

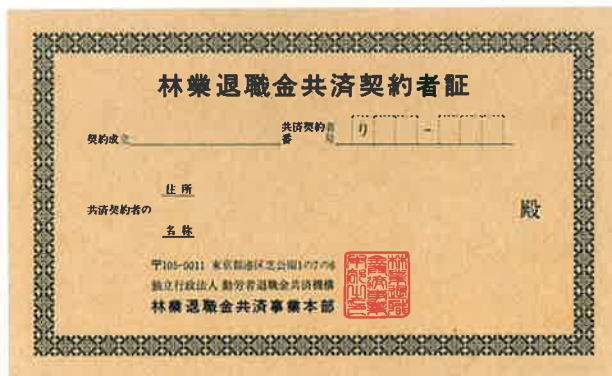
- 林業で働く方なら、作業種別にかかわらず、また、月給制・日給制・出来高制にもかかわらずすべての人が対象となります。

- いわゆる「一人親方」は任意組合をつくれれば対象となります。

ただし、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度及び建設業・清酒製造業退職金共済制度との従事者の重複加入はできません。

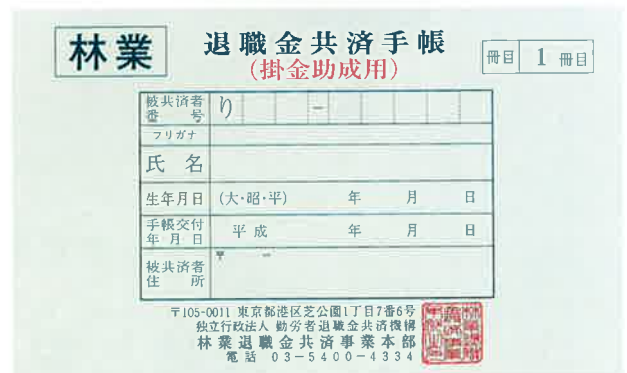
加入すると

事業主には



- 共済契約が結ばれたときは、事業主に「共済契約者証」が交付されます。
- 「共済契約者証」は、金融機関から「共済証紙」を購入するときに必要です。

従事者には



- 共済契約が結ばれたときは、新たに被共済者となった従事者に、「退職金共済手帳(掛金助成用)」が1人1冊ずつ交付されます。
- 「退職金共済手帳」は被共済者が事業所をやめたり、他の事業所へ移るときは、必ず被共済者本人にお渡しください。この手帳は全国どこでも通用します。

提携サービス事業

林退共の共済契約者及び被共済者の方々は、レンタカー、ホテル、旅行などが割引料金でご利用できます。〈詳しくはホームページをご覧ください。〉

掛金の納め方は

共済証紙の購入

この制度は、すべての林業の仕事に適用となりますので、共済契約を結んだ事業主は、従事者の延べ就労人数と日数に応じて、もよりの指定金融機関で「共済契約者証」を提示して「共済証紙」を購入してください。

共済証紙の貼り方

雇用している従事者に賃金を支払うつど(少なくとも月1回)、働いた日数に応じた「共済証紙」に従事者の「共済手帳」に貼り、消印をすることにより掛金を納めたこととなります。

共済証紙の額

「共済証紙」は1日券と10日券の2種類があり、1日券は460円、10日券は4,600円です。

1日券



460円

10日券



4,600円

取り扱 い金融 機関

- 農林中金の本・支店
- 都市銀行(林退共の指定した銀行の本・支店)
- 地方銀行(林退共の指定した銀行の本・支店)
- 第二地方銀行(林退共の指定した銀行の本・支店)

自治体等による掛金助成制度 自治体等もサポートしています

林退共制度に加入する事業所は、自治体等からも独自の助成が受けられます。

助成金の内容はそれぞれの自治体等で異なります(一部自治体では未実施の場合もあります)。

加入するには

この制度に加入するには、「共済契約申込書」及び「共済手帳申込書」に必要事項を記入して各都道府県にある林退共支部へ申し込んでください。この場合に申込みの手数料などは**いっさい不要**です。

加入できる事業主

林業(育林業、素材生産業、山林種苗業等)を営む方なら、**専業・兼業を問わず、すべて加入**できます。

対象となる従事者

- 林業で働く方なら、作業種別にかかわらず、また、月給制・日給制・出来高制にもかかわらず**すべての人**が対象となります。
- いわゆる「一人親方」は任意組合をつくれば対象となります。

ただし、「中小企業退職金共済法」に基づく中小企業退職金共済制度及び建設業・清酒製造業退職金共済制度との従事者の重複加入はできません。

加入すると

事業主には



- 共済契約が結ばれたときは、事業主に「共済契約者証」が交付されます。
- 「共済契約者証」は、金融機関から「共済証紙」を購入するときに必要です。

従事者には



- 共済契約が結ばれたときは、新たに被共済者となった従事者に、「退職金共済手帳(掛金助成用)」が1人1冊ずつ交付されます。
- 「退職金共済手帳」は被共済者が事業所をやめたり、他の事業所へ移るときは、必ず被共済者本人にお渡しください。この手帳は全国どこでも通用します。

提携サービス事業

林退共の共済契約者及び被共済者の方々は、レンタカー、ホテル、旅行などが割引料金でご利用できます。〈詳しくはホームページをご覧ください。〉

林退共制度とは

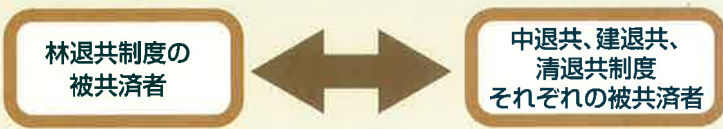
この制度は林業に従事する人たちのために、「中小企業退職金共済法」によって、国が作った制度です。林業を営む事業主が、雇用している従事者の共済手帳に働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を貼り、その従事者が林業界で働くことをやめたときに、林退共から退職金を支払うといういわば「業界全体での退職金制度」です。

★退職金は、事業所間を通算して計算されます。



★中退共制度等との移動ができます。

林退共の被共済者が他の制度の対象者になって移動したとき、または反対に他の制度から林退共の対象者になって移動したときは、掛金を通算することができます。



この制度のここに注目

税法上の扱い

掛金

事業主が払い込む掛金(共済証紙)は、法人では損金、個人では必要経費として全額非課税となります。

- 法人税法施行令第135条第1号
- 所得税法施行令第64条第2項

(注) 資本金または出資金が1億円を超える法人の法人事業税には、平成16事業年度分から外形標準課税が導入されましたので、ご注意ください。

国の補助

掛金の一部免除

新たに加入した従事者(被共済者)については、掛金の一部(加入した初回交付の共済手帳62日分)が免除されます。

林退共支部一覧表

23. 5. 1現在

番号	支部名	郵便番号	所 在 地	電話番号
01	北海道	060-0004	札幌市中央区北四条西5-1 林業会館内 (北海道木材産業協同組合連合会)	011(251)0683
02	青 森	030-0813	青森市松原1-16-25 青森県森林組合会館内 (青森県森林組合連合会)	017(723)2657-9
03	岩 手	020-0021	盛岡市中央通3-15-17 岩手県森林組合会館内 (岩手県森林組合連合会)	019(654)4411
04	宮 城	980-0011	仙台市青葉区上杉2-4-46 宮城県森林組合会館内 (宮城県森林組合連合会)	022(225)5991-5
05	秋 田	010-0931	秋田市川元山下町8-28 秋田県森林組合会館内 (秋田県森林組合連合会)	018(866)7421
06	山 形	990-2339	山形市成沢西4-9-32 (山形県森林組合連合会)	023(688)8100
07	福 島	960-8043	福島市中町5-18 福島県林業会館内 (福島県森林組合連合会)	024(523)0255
08	茨 城	319-2205	常陸大宮市宮の郷2153-23 (茨城県森林組合連合会)	0294(70)3620
09	栃 木	320-0046	宇都宮市西一の沢町8-22 栃木林業会館内 (栃木県森林組合連合会)	028(637)1450
10	群 馬	379-2153	前橋市上大島町182-20 県森連会館内 (群馬県森林組合連合会)	027(261)0615
11	埼 玉	330-0063	さいたま市浦和区高砂1-14-13 埼玉県木材会館内 (埼玉県森林組合連合会)	048(822)1022
12	千 葉	260-0854	千葉市中央区長洲1-15-7 千葉県森林会館内 (千葉県森林組合連合会)	043(227)8231-4
13	東 京	190-0182	西多摩郡日の出町平井2759 (東京都森林組合)	042(588)7963
14	神奈川	243-0014	厚木市旭町1-8-14 グリーン会館内 (神奈川県森林組合連合会)	046(228)1774-5
15	新 潟	950-0072	新潟市中央区竜が島1-7-13 新潟県木材会館内 (新潟県木材組合連合会)	025(245)0733
16	富 山	930-2226	富山市八町6931 林産物流通センター内 (富山県森林組合連合会)	076(434)1740
17	石 川	920-0209	金沢市東蚊爪町1-23-1 (石川県森林組合連合会)	076(237)0121
18	福 井	918-8016	福井市江端町20-1 福井県林業総合センター内 (福井県森林組合連合会)	0776(38)0345
19	山 梨	409-3811	中央市極楽寺1214 (山梨県森林組合連合会)	055(273)0511
20	長 野	380-0936	長野市岡田町30-16 長野県林業センター内 (長野県林業労働財団)	026(225)6080
21	岐 阜	500-8356	岐阜市六条江東2-5-6 ぎふ森林文化センター内 (岐阜県木材協同組合連合会)	058(271)9941
22	静 岡	420-0853	静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館内 (静岡県森林組合連合会)	054(253)0195
23	愛 知	460-0002	名古屋市中区丸の内3-5-16 愛知県林業会館内 (愛知県森林組合連合会)	052(961)9156
24	三 重	514-0003	津市桜橋1-104 三重県林業会館内 (三重県森林組合連合会)	059(227)7355
25	滋 賀	520-0801	大津市におの浜4-1-20 滋賀県林業会館内 (滋賀県森林組合連合会)	077(522)4658
26	京 都	604-8424	京都市中京区西ノ京樋ノ口町123 (京都府林業労働支援センター)	075(821)9277
27	大 阪	541-0054	大阪市中央区南本町2-1-8 創建本町ビル内 (大阪府森林組合)	06(4964)0950
28	兵 庫	650-0012	神戸市中央区北長狭通5-5-18 林業会館内 (兵庫県森林組合連合会)	078(341)5082
29	奈 良	630-8253	奈良市内侍原町6-1 奈良県林業会館内 (奈良県森林組合連合会)	0742(26)0541
30	和歌山	640-8281	和歌山市湊通丁南4-18 和歌山県林業会館内 (和歌山県森林組合連合会)	073(424)4351
31	鳥 取	680-0947	鳥取市湖山町西2-413 (鳥取県林業担い手育成財団)	0857(28)0121-3
32	島 根	690-0886	松江市母衣町55 島根県林業会館内 (島根県森林組合連合会)	0852(21)6247
33	岡 山	700-0866	岡山市北区岡南町2-5-10 (岡山県森林組合連合会)	086(222)7671
34	広 島	730-0012	広島市中区上八丁堀8-23 広島県林業会館内 (広島県森林組合連合会)	082(228)5111
35	山 口	753-0048	山口市駅通り2-4-17 山口県林業会館内 (山口県森林組合連合会)	083(922)1955-7
36	徳 島	770-0939	徳島市かちどき橋1-41 林業センタービル内 (徳島県森林組合連合会)	088(622)8158-9
37	香 川	760-0008	高松市中野町23-2 (香川県森林組合連合会)	087(861)4352
38	愛 媛	790-0003	松山市三番町4-4-1 愛媛県林業会館内 (愛媛県森林組合連合会)	089(941)0164
39	高 知	780-0870	高知市本町4-1-35 森連会館内 (高知県林業退職金共済事業団)	088(875)8128
40	福 岡	810-0001	福岡市中央区天神3-10-25 森連ビル内 (福岡県森林組合連合会)	092(712)2171-4
41	佐 賀	840-0027	佐賀市本庄町大字本庄278-4 佐賀県森林会館内 (佐賀県森林組合連合会)	0952(23)4191
42	長 崎	854-0063	諫早市貝津町1122-6 (長崎県森林組合連合会)	0957(27)1755
43	熊 本	862-0975	熊本市新屋敷1-5-4 熊本県林業会館内 (熊本県森林組合連合会)	096(362)3291-3
44	大 分	870-0844	大分市大字古国府字内山1337-20 大分県林業会館内 (大分県森林組合連合会)	097(545)3500
45	宮 崎	880-0805	宮崎市橘通東1-11-1 林業会館内 (宮崎県森林組合連合会)	0985(25)5133
46	鹿児島	892-0816	鹿児島市山下町9-15 鹿児島県林業会館内 (鹿児島県森林組合連合会)	099(226)9471-9
47	沖 縄	901-1101	島尻郡南風原町字大名95-1 (沖縄県森林組合連合会)	098(888)0676

他の事業本部

その他の退職金制度については、下記へお問い合わせください。

●中小企業で働く従業員の方

中小企業退職金共済事業本部 TEL 03-3436-0151(代) <http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/top/>

●建設業、清酒製造業の現場で働いている方

建設業退職金共済事業本部 TEL 03-5400-4316 <http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>
 清酒製造業退職金共済事業本部 TEL 03-5400-4350 <http://www.seitaikyo.taisyokukin.go.jp/>